

個人住民税・森林環境税の年金からの徴収月（引き落とされる月）と 引き落とされる税額について

（１）新たに特別徴収が始まる年度は、納付書や口座振替での納付も必要です。

新たに公的年金からの引き落とし（年金特別徴収）が始まる方の場合、引き落とし開始は１０月支給の年金からとなります。引き落とし開始前の６月・８月には、公的年金等の所得に対する年税額の１/４ずつを納付書または口座振替で納付する必要があります。

１０月になると、年金等の所得に係る年税額の１/６ずつが、支給される年金から引き落としとなります。

■例えば公的年金等に係る年税額が１２，０００円とすると

徴収方法	納付書等で納付（普通徴収）		年金特別徴収		
納期限	納 期 限		徴 収 月		
徴収月	第１期(６月末)	第２期(８月末)	１０月	１２月	２月
公的年金等	３,０００	３,０００	２,０００	２,０００	２,０００
に係る税額	年額税の１/４ずつ		年額税の１/６ずつ		

（２）前年度に引き続き、特別徴収が継続になる場合

- ① ４月・６月・８月は、前年度の公的年金等に係る年税額の１/６を引き落とします（仮徴収）。
- ② １０月・１２月・翌２月は、公的年金等の所得に係る年税額から仮徴収税額（４月・６月・８月分）を差し引いた額の１/３ずつを引き落とします（本徴収）。

■例えば前年度の公的年金等に係る年税額が１２，０００円で、今年度の公的年金等に係る年税額が１８，０００円とすると

徴収方法	仮徴収月			本徴収月		
徴収月	４月	６月	８月	１０月	１２月	２月
公的年金等	２,０００	２,０００	２,０００	４,０００	４,０００	４,０００
に係る税額	前年度の年税額(１２,０００円)の１/６ずつ			年税額(１８,０００円)から仮徴収額(６,０００円)を差し引いた残りの額(１２,０００円)の１/３ずつ		

（３）６４歳以下の方は給与特別徴収または納付書等による納付となります。

- 会社等にお勤めの６４歳以下の方で、給与から個人住民税・森林環境税の徴収ができる方は、年金所得に係る個人住民税・森林環境税についても、給与所得に係る個人住民税・森林環境税と合わせて、給与から徴収します（給与特別徴収）。
- 給与収入がない方は、６月に送付する納付書または口座振替による納付となります。